

資料 2

消防団活動に関する 実態調査結果について

調査依頼日 令和5年11月29日

1

○消防団活動について

消防団活性化に向けた今後の取組の参考とするため、各市町村等に対し、令和4年度中の火災出動や災害対応等への出動状況、各種訓練の実施状況、活動報酬支給状況等の実態調査を行った。

1 団員一人当たりの年間出動回数について

年間一人当たり、最大で50回以上の活動を実施した消防団は11消防団あり、最も多く活動している団員で113回である。逆に年間、1回も活動していない団員がいる消防団が約半数を占め、活動状況に大きな開きがある。

また、今回の実態調査で、各個人の災害出動数や訓練参加数について、把握していないところもいくつかの消防団でみられた。

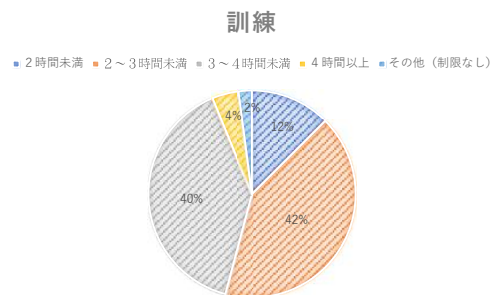
2

2 各種訓練の実施状況について

- (1) 操法訓練について
48消防団中36消防団で実施、12消防団で実施されていない。
- (2) 水防訓練について
48消防団中16消防団で実施、32消防団で実施されていない。
- (3) 災害対応訓練について
48消防団中36消防団で実施、12消防団で実施されていない。
- (4) 応急救護訓練について
48消防団中29消防団で実施、19消防団で実施されていない。
- (5) その他の訓練について
上記以外で多く行われている訓練が機関運用訓練や資機材取扱訓練、規律訓練となっている。他にも、放水訓練や中継訓練、消火栓取扱訓練、図上訓練、赤バイ訓練など、それぞれの消防団で地域の特性に沿った訓練が行われている。

3

3 拘束時間について

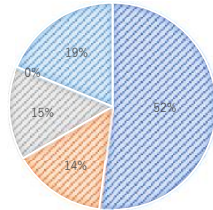


2～3時間未満、3～4時間未満が8割を超える。
なかには、特に時間制限を設けていない消防団もある。

4

広報活動

■ 2時間未満 ■ 2～3時間未満 ■ 3～4時間未満 ■ 4時間以上 ■ その他（制限なし等）

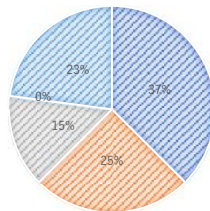


半数以上が2時間未満の活動となっており、他の訓練と比較すると拘束時間は、短くなっている。

5

住民指導

■ 2時間未満 ■ 2～3時間未満 ■ 3～4時間未満 ■ 4時間以上 ■ その他（制限なし等）

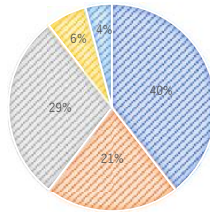


2時間未満及び2～3時間未満の活動が半数以上となり、他の訓練に比べると比較的拘束時間は短くなっている。

6

警戒活動

■ 2時間未満 ■ 2～3時間未満 ■ 3～4時間未満 ■ 4時間以上 ■ その他（制限なし等）

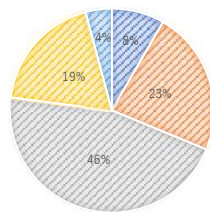


2時間未満が4割を占めるが、3～4時間未満も約3割となり、他の訓練と比べると比較的拘束時間が長くなっている。

7

イベント

■ 2時間未満 ■ 2～3時間未満 ■ 3～4時間未満 ■ 4時間以上 ■ その他（制限なし等）

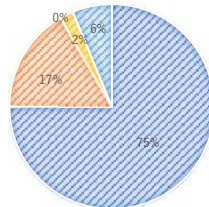


3～4時間未満が4割以上を占め、4時間以上も約2割となり、他の訓練と比べると拘束時間が長くなっている。

8

会議等

■ 2時間未満 ■ 2～3時間未満 ■ 3～4時間未満 ■ 4時間以上 ■ その他（制限なし等）



2時間未満が7割を超え、他の訓練に比べ拘束時間は短くなっている。

9

4 活動報酬支給状況について

(1) 火災出動

48消防団中45消防団で支給、3消防団で支給されていないが、費用弁償や出動報酬として部単位で支給されている。

(2) 災害対応

48消防団中43消防団で支給、5消防団で支給されていないが、3消防団は事案がなかったため支給なし、2消防団は費用弁償として支給されている。

(3) 訓練

48消防団中41消防団で支給、7消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、予算化していない消防団もみられる。

(4) 操法大会に向けた練習

48消防団中35消防団で支給、13消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、大会に向けて補助金を支給している場合もある。中には大会が未実施だったため支給がなかった消防団もある。

(5) 広報活動

48消防団中40消防団で支給、8消防団で支給がされていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、中には、令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

10

(6) 住民指導

48消防団中35消防団で支給、13消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、中には令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

(7) 警戒活動

48消防団中41消防団で支給、7消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償や歳末警戒交付金で部ごとに支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、中には令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

(8) 会議等

48消防団中28消防団で支給、20消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。多くは条例に定めがなく支給されていない。

(9) その他

上記以外で、報酬を支払っている活動は、各消防団様々であるが、主に、出初式や辞令交付式等がある。また、報酬を支払っていない活動は、自治会等から直接依頼のある活動や自主的な活動が挙げられた。

5 活動が一定の団員に偏らないよう工夫していること

- ・年度初めに事業計画を配布し、各方面隊や分団、部長に、一定の団員に負担がかからないよう、地域の実情等を考慮し、調整していただくよう働きかけを行っている。
- ・訓練やイベント等の当番ブロックを決め、ローテーションで回している。
- ・一般市民も参加する訓練や中規模な訓練については、年によって開催場所を変えることで一部の団員のみが負担とならないようにしている。
- ・一年間、活動のなかった団員に対して、分団長から参加していただけるように呼び掛けをお願いしている。
- ・性別を問わず広報イベントやアナウンス係への協力依頼をしている。
- ・火災予防運動中の警戒活動は計画書を作成し実施している。
- ・機能別団員(消防団経験者)の導入を進めている。
- ・会議については、部長以上としている。
- ・消防団行事の内容見直しを行い、負担軽減に努めている。
- ・本部員や各部の部長が人員調整し、団本部及び事務局へ報告している。

一定の団員に活動が偏らないように配慮はしているものの、半数近くの消防団にあっては、特に対応をしていない。
また、なかには消防団幹部等に一任しているため、対応が取られず、一部の消防団員に活動が偏ってくる懸念される。

6 家族の負担を軽減するために実施していること

- ・子育て世代に配慮し、訓練実施時間帯は、子供の面倒を消防団員の方が面倒を見るなどし、子育て世代の負担軽減を図っている。
- ・各活動や活動後の懇親会等は、強要しないよう働きかけ、可能な人員で対応している。
- ・子育て中の団員が活動しやすいよう一時保育を予算化している。
- ・操法大会の時期の変更や操法指導について土日に限定せず消防団の希望する日時に対応することとした。
- ・事業によっては活動人員に上限を設けるなど、事業を縮小して実施する場合がある。
- ・歳末警戒の時間を1時間短縮することや、訓練開始時間を午前中で終わらせる等、団員の拘束時間を最小限とするよう見直しを行っている。
- ・訓練や行事の日程を予め周知し、スケジュールを組みやすくしている。
- ・あり方会議を実施し、事業計画の見直し、行事の削減を行った。
- ・小中学校等の行事を把握し、消防団活動が重ならないようにしている。
- ・市内に消防団応援の店を設置し待遇を受けられる。
- ・週末に市や自治会から依頼する消防団活動が入る時は、2週連続にならないよう、また、連休等に事業を実施しないように配慮している。
- ・取り決めはないが、年に1、度家族へ感謝するイベントを設け、消防団活動を理解してもらう取り組みをしている。
- ・休団制度を導入している。
- ・土、日休みの被雇用者が大多数のため、平日の活動は控えるとともに、指定した時間以降は、速やかに解散するよう働きかけている。

家族の負担を軽減するため、各消防団で様々な取り組みを行っているが48消防団中、12消防団では取り組みが行われていないため消防団員及び家族への負担が軽減されていないことが懸念される。